

新型コロナウイルスの影響を受けている観光関連事業者の皆様へ

# 雇用調整助成金の特例措置の 拡充について

雇用調整助成金活用のお知らせ

特定社会保険労務士 安中 繁

(全国社会保険労務士会連合会働き方改革関連法部会委員)

※本資料は令和2年9月16日時点における雇用調整助成金制度に基づいて資料を作成したものです。最新の情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。

# はじめに

---

雇用調整助成金を活用していますか

⇒ こんなお悩みにこたえます

- ・ 制度を知らなかった
- ・ シフトを組めません
- ・ 売上が下がっていません
- ・ いつまで使えますか？

# 制度を知らなかった

---

緊急対応期間：令和2年4月1日～12月31日

**計画届の事前申請が不要**

**期間中は過去に遡って申請ができます。**

**(従来は、事前の計画届の提出が必要)**

# シフトを組めません

---

**雇用調整助成金** = 従業員を休業させた際に支払った休業手当を  
助成する制度

コロナ禍でそもそもシフトを組めず、「休業」、「休日」、「欠勤」  
の判断がつかない

⇒昨年同時期or直近平常月のシフト(基づくシフト)から組めばよい  
〈職企発0527第1号〉

「基づくシフト」を根拠に定めた休業日に対して休業手当を支払い、その  
補完として雇用調整助成金の支給を受けられます

# 売上が下がっていません

---

他事業への参入等で全体の売上はなんとかキープしている

しかし、宴会の予約はゼロ

⇒生産指標として宴会の予約件数を用いる

※コロナの影響で必要な労働者数が具体的に減る事情があるかどうか  
がポイント

## 【従来】

前年同月の連続する3ヶ月間と比べ売上が10%以上減少している必要がある

## 【特例】

3ヶ月→単月比較でよい

同年同月→同年同月または直近月のいずれかとの比較でよい

10%以上減少→5%以上減少していればよい

# いつまで使えますか

---

## 対象期間は1年間

(この期間であれば、再度、生産要件を満たす必要はありません)

## 支給限度日数は100日

(4/1~12/31の休業は累計の100日から除外されます)

# 雇用調整助成金の活用法

---

- ・ローテーションで休業シフトを組む

- ・教育訓練の活用を

休業が長引くと従業員の生活リズムが崩れ、将来への不安が高まりがち。  
未来の事業価値を高めるための教育訓練の実施を。

教育訓練加算も受けられます(中小企業：1日1人当たり2,400円)

- ・時短化にトライ

労働時間を短縮した部分についても雇用調整助成金の対象となります

7月の豪雨災害で被災した方に対しても雇用調整助成金の特例措置があります